

# E i w a N e w s

## 新減価償却制度

平成19年4月  
(No. 021)

一年も四分の一が過ぎ、早いもので、もう4月です。

この時期の恒例となっております平成19年の地価公示が、3月22日に国土交通省より発表されました。

それによりますと、平成18年1月以降の一年間の地価変動率は、全国平均で住宅地が0.1%、商業地が2.3%の上昇率となり、16年ぶりに上昇となりました。

地域別に見ますと、まず、三大都市圏では、平均で住宅地が2.8%、商業地が8.9%上昇し、住宅地では16年ぶりの上昇、商業地では2年連続の上昇となりました。

また、地方圏全体では、平均で住宅地が2.7%の下落、商業地が2.8%の下落となり、3年連続して下落幅が縮小しました。

さて、今回は、昨年12月に発表された平成19年度税制改正大綱に盛り込まれ、この4月1日から施行される見込みの法律のうち、抜本的に改正された減価償却制度を、税法上と会計上の観点からご紹介いたします。

### 〔1〕 税法上の新減価償却制度

#### (ア) 残存価額の廃止

平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産について、残存価額（取得価額×10%）が廃止されました。

これに伴い、定率法の償却率は、定額法の償却率（1/耐用年数）を2.5倍した率とされました。

これにより、減価償却額の計算方法が次のように変更となります。

減価償却方法	改正前	改正後
定額法	(取得価額－残存価額)×定額法償却率	取得価額×定額法償却率
定率法	未償却残高×定率法償却率	未償却残高×定額法償却率×2.5

#### (イ) 償却可能限度額の廃止

平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産については、耐用年数経過時点に1円（備忘価額）まで償却できることとなりました。

定率法を採用している場合には、定率法で計算した減価償却額が一定の金額を下回るようになったときに、定率法から定額法に切り替えて減価償却費を計算します。

この一定の金額とは、耐用年数から経過年数を控除した期間内に、その時の帳簿価額を均等償却すると仮定して計算した金額としますが、今後、償却資産の耐用年数に応じた速算表が示されることとなります。

**(ウ) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産**

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額（取得価額×95%）まで償却した事業年度の翌事業年度以後5年間で1円まで均等償却できることとされました。

**〔2〕 新減価償却制度に関する監査上の取り扱い**

日本公認会計士協会は3月8日に「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（公開草案）を公表しました。

この草案は、その全文を日本公認会計士協会のホームページでご覧になれます。

ここでは、概要を簡単にご紹介いたします。

**(ア) 平成19年4月1日以降取得をする減価償却資産**

既存資産について従来の定率法を採用していた場合に新規取得資産について新定率法を、従来の定額法を採用していた場合に新定額法をそれぞれ採用する場合は、法令等の改正に伴う変更準じた正当な理由による会計方針の変更として取り扱われます。

従来の定率法や定額法を継続する場合は、会計方針の変更に該当しません。

**(イ) 平成19年3月31日以前に取得をした減価償却資産**

従来の方法から償却方法を変更しようとする場合には、すべて会計方針の変更となり、変更理由の合理性、適時性に留意する必要があります。

残存簿価（従来は取得価額の5%）の処理方法は従来と変わらないことを原則としますが、5年間均等償却（上記〔1〕（ウ）参照）も監査上妥当なものとして取り扱われます。

なお、今回の税制改正を機に残存価額を一括償却することは、合理的な理由がなければ認められません。

ご不明な点等がありましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしく願いいたします。